

「アクション・プラン」推進委員会(第6回)議事録

日 時：平成24年3月16日(金) 17:30~18:35

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：川端達夫委員長(内閣府特命担当大臣(地域主権推進))、北川正恭委員(早稲田大学大学院教授)、後藤斎委員(内閣府副大臣)、福田昭夫委員(総務大臣政務官)

(関係府省)

園田康博内閣府大臣政務官、滝実法務副大臣、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、森本哲生農林水産大臣政務官、北神圭朗経済産業大臣政務官、吉田おさむ国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

(関係地方)

井戸敏三兵庫県知事、嘉田由紀子滋賀県知事、広瀬勝貞大分県知事、上原良幸沖縄県副知事

(川端委員長) ただいまから、「アクション・プラン」推進委員会の第6回会合を開催いたします。本日は御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。心からお礼申し上げます。出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、昨年末、地域主権戦略会議で了承された「広域的实施体制の枠組み(方向性)」に基づいて、関係府省の御協力をいただきながら検討を進めて参りました。本日は、前回の「アクション・プラン」推進委員会での御議論、あるいは関係者からの御意見を最大限反映した新たな処置を盛り込んだ「基本構成案」をお示しさせていただきます。これについて、御論議をいただいて、可能な限り御意見を集約して、次回の地域主権戦略会議に向けて調整を進めて参りたいというふうに思います。また、当面の移譲対象候補である3機関の個別の事務・権限の移譲の在り方について、国の関与や移譲の例外等についての忌憚のない御意見をいただき、一定の方向性を得たいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。それではこれ以降の議事の進行は福田委員にお願いをいたします。よろしく申し上げます。

(福田委員) それでは、御指名により議事進行を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は関係府省の政務の皆様と関係の知事の皆様に御出席をいただいております。出席者のお名前はお手元の名簿のとおりです。

では、議事に移ります。本日の議題は国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度の基本構成案についてと、個別の事務・権限の移譲の検討についてです。初めに私から、本日の議題について、提出資料を基に説明をさせていただきます。資料の1を御覧いただきたいと申します。国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、昨年12月26日に開催された第15回地域主権戦略会

議において了承された「広域的实施体制の枠組み（方向性）」に基づき、関係府省とも協議を重ね、具体の検討を行って参りました。資料1としてお配りしております「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」は、これまでの検討の結果を地域主権戦略室において取りまとめたものです。その主な内容ですが、前文において、いわゆる丸ごと移譲を進めるための枠組みや個別の事務・権限の移譲の検討を行い、今通常国会への法案提出を目指すとした上で、「1 広域的实施体制の在り方について」、「2 事務等の移譲の在り方について」、「3 職員、財源に係る措置の在り方について」、「4 その他」に分けて検討の具体的方針を示しています。以下では、昨年末の方向性から具体化を図った事項、また議論があった事項を中心に御説明をいたします。

まず、「1 広域的实施体制の在り方について」ですが、「(1) 広域的实施体制」については、移譲対象出先機関の管轄区域を包括する広域連合と、北海道、沖縄県を丸ごと移譲の受け皿と位置付けております。なお、今御説明しました広域連合を以下の説明では特定広域連合と呼ぶことといたします。「(2) 執行機関の在り方について」は、前回の「アクション・プラン」推進委員会での議論も踏まえ、特に大規模災害時等の危機対応を考慮した時の最終的な責任体制確保の観点から、独任制の長を置くこととしております。その上で、合議制の要素を取り入れる趣旨で、特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置くことができることとしております。さらに、日常の業務執行を管理する専任の執行役を移譲対象出先機関ごとに置くこととしております。

次に「2 事務等の移譲の在り方について」ですが、移譲対象出先機関単位で全ての事務等を移譲することを基本としており、その実現を図るため「(2) 移譲のための措置」を講ずることとしておりますが、まず前回の「アクション・プラン」推進委員会後の状況を御説明いたします。資料の2-1は、前回御報告させていただきました個別の事務・権限の当てはめ案に関わる3省からの御回答及び当日の委員会における御議論などを踏まえ、内閣府地域主権戦略室で作成したものです。先月、私から3省の担当政務に照会させていただきました。本日の御議論の基礎資料として、お手元にお配りしております。ポイントとしては、一つとして、「アクション・プラン」の趣旨を踏まえれば、移譲の例外はできる限り少なくする必要があり、3省が移譲の例外とすべきとした事務権限について、移譲対象とすることを再度検討いただきたいこと。二つとして、今回の取組が国・地方の関係は対等の関係であることを前提に、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねていこうとするものであるが、移譲後もなお残る大臣の責任を果たしていくための工夫として、さまざまな措置が考えられること。三つとして、特に国土交通省に対しては、指揮監督が可能な新たな事務類型は、国と地方の関係を対等・協力の関係から上下関係に逆行させるとの懸念をお示した上で、国道や一級河川を始めとする公物管理については、既に都道府県は管理者等として、指定区間外国道、いわゆる補助国道や指定区間内一級河川の整備管理を法定受託事務として責任を持って実施し、実績を積んできていることから、同様の仕組

みを広域的实施体制の区域まで拡充すれば、道路法・河川法の体系に大きな変更を加えることなく、対等・協力の関係を前提としつつ、指揮監督に代わる関与の在り方を検討できるのではないか。こうした点を中心に照会させていただきました。これに対する経済産業省、国土交通省、環境省の3省からの御回答は、資料の2-2と2-3、2-4のとおりでございます。ポイントとしては、一つとして、3省が移譲の例外とすべきとした事務・権限について新たに移譲するとしたものは、実はありませんでした。二つとして、移譲のための条件として新たな事務区分を設け、特別な国の関与を認めるべきではないかとの御回答が、経済産業省、国土交通省からありました。三つとして、環境省から国立公園等の協働管理体制について具体的な考え方が示されました。この以上三点です。なお、御提出いただいた御回答についてコメントがあれば、後程御発言をお願いをいたします。資料の1の方にお戻りください。2ページの基本構成案でございますけれども、3省からの御回答を踏まえつつ、さらに内閣府において、個別の事務・権限の移譲のための措置について考え方をまとめました。そのポイントは国と地方の対等・協力の関係を前提としつつも、3省の御意見に沿って、最大限の対応策を講じたものとなっており、当該措置を講ずることにより、各省の御懸念は概ね払拭できると考えております。具体的内容ですが、移譲事務等は特定広域連合等の区域外の地域においては、引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、以下のとおりの取扱としたいと考えております。事務区分については原則として法定受託事務とする。国の関与については、国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、必要に応じて柔軟に設けることとする。特定広域連合等は毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならないこととする。移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する。現在の国の出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持、継続する。なお、これらの措置によることとした場合でも、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務等とすることを個別に検討することとしています。また、「(3)の大規模災害時等の緊急時のオペレーションについて」は、災害対策基本法に基づく、緊急災害対策本部が設置された場合には、移譲対象出先機関を所管していた大臣は、特定広域連合等の長に対し、防災に関する事務又は業務に協力するよう指示をすることができるとしております。さらに同本部の設置に至らない場合においても、同様の協力を要請することができるとしております。さらに(6)として、事務等移管の手続を記載しておりますが、概略を説明いたしますと、国が移譲に関する基本的な方針を定め、特定広域連合等は基本方針に即して、市町村など関係地方公共団体の意見を聴いた上で、移譲を受けるための計画を国に申請し、国の認定を受ければ事務等の移譲を受けることができるとしております。なお、この申請に当たっては、特定広域連合をこれから設置しようとする地方公共団体についても、同様の手続で行うことができるよう特例を設ける方向で検討しております。私からの説明は以上ですが、忌憚のない御意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いをいたします。説明は以上でございます。それでは意見交換に移ります。御意見、御質問が

ある方から御発言をお願いをいたします。ではまず、吉田副大臣、どうぞ。

(吉田副大臣) 国土交通副大臣の吉田でございます。場所柄、後ろに傍聴者の方がたくさんおいでで、顔が見えないのが残念なんですけれども。私どもから今回の「アクション・プラン」の御提案につきまして、ちょっとお時間をいただきますけれども、それぞれ御意見を述べさせていただきたいと思っております。

一点目ですけれども、取組にあたっての基本的考え方は、もう言うまでもございません。今、私たち地方整備局が発揮している現場力・統合力・即応力が引き続き担保される枠組みというものが是非とも必要であるということ、そのことは是非ともお願いを申し上げたいと思っております。そしてそれぞれ、今、基本構成案、それぞれのことについて御意見を申し上げさせていただくならば、まず、第一の広域的实施体制につきましては、できる限り、いや、「アクション・プラン」でも新たな広域行政制度を整備するとされておりますので、是非とも既存の広域連合制度を前提とせずにお考えをいただきたいということ。そして「(2) 執行機関の在り方」につきまして、今口頭で独任制というお言葉がございましたけれども、できる限りこれは記述し、明確化させていただきたいということをお願い申し上げたいと思っております。そして、会議につきましては、長が意見を聞く場合が具体的にどのような場合か、まず検討した上でその必要性を判断するという必要があるのではないかなと思っております。「(5) 区域の在り方」につきましては、基本となる全国のブロック割は、当初から法定をしていただく必要があるのではないかなと。今の既存のままで行くならば、例えば奈良の在り方はどうなのか。そして福井という形で言いますと、それぞれ出先機関の整備局管内が違っておりますので、これはどうなっていくのかを考えていきますと、当初から法定するという必要もあるのではないかなと思っております。そして「(6) 組織の安定性、永続性」ですけれども、これは解散や脱退が容易にできないよう、区域内の全ての都道府県、政令市の加入を法定する必要があるのではないかと考えられます。「2 事務等の移譲の在り方について」ですけれども、(1)、(2) 及び (6) につきましては、まさに個別の事務・権限毎に扱いを協議している段階でありますので、新たな内容を盛り込むということは見合わせていただきたいと思っております。国土交通省の考え方につきましては後ほど申し上げさせていただきます。また、「(3) 大規模災害時等の緊急時のオペレーション」についてですけれども、これは協力するよう指示するというよりも、しっかりと、前回の委員会でも申し上げましたけれども、国家的規模の災害に対しては、大臣の統一的な指揮命令系統の下で、全国の組織の総力を挙げて、人員資機材、高度な技術力を迅速かつ集中的に被災地に投入することが重要ではないかと思われまます。まさに地方整備局の先ほど言いました三つの力を弱めることがないように、国土交通大臣が広域的实施体制の長や職員に対して直接に協力の指示や要請にとどまらず、指揮等ができる仕組みが必要であると、そういうふうを考えます。やはりある一種の戦闘状態に入っておるわけですから、そのところは指揮命令というもの、上下だとか縦横だとかではなくいう話ではなくして、そこが必要ではないかなと思っております。

次に、もう一つの議題でございます個別の事務・権限の移譲の検討につきまして、資料2-3で配布をしておりますけれども、意見を一点申し上げるならば、前回委員会で説明いたしましたとおり、国土交通省としては地方整備局の事務・事業量の大半を占める一級河川、直轄国道の整備管理の実施等については移譲するという前提でございますが、今回内閣府からお示しをいただいたものにつきましては、例えば一級河川の在り方については、管理者はそもそも国土交通大臣であり、内閣府案のように広域的实施体制を当該一級河川の河川管理者とするということは、制度上には含まれておりません。また、一級河川は国家的に重要な河川であります。様々な県にまたいでいるのも勿論でございます。このように国と地方が役割分担をする指定区間管理制度の趣旨に照らしていけば、広域的实施体制の区域内で一律に国の役割がなくなるような指定をするということは、現在の河川法の体系上想定されておりません。また、これは一般国道でも同様でございます。それぞれを考えるならば、内閣府の御提案でやるならば、法改正をしないということではできないのではないかとというふうに考えているところでございます。また、一級河川、国道等の国の根幹的インフラというのは地域の皆様方のお考え、地域の要望というものも大切だと思いますけれども、国家の安全保障ということはどういうふうに考えていくのか、この国の根幹をどういうふうに考えていくのかという在り方も、是非とも加味をしていただきたいなど。そういう中で、新たな事務類型という言葉を設け、国土交通大臣による特別の関与を設けることが不可欠、との考え方に変わりはございません。EUと各国の状況を見ましても、道路行政においては、各国が道路の行政をしても、EUがやっぱりこれは必要だという部分は設置をするということも聞いております。この点は、前回の委員会で、広瀬知事からも、私は一定の理解が示されていたものと受けているところでございます。また、移譲の例外とすべきものにつきましては、現行法制上、広域的实施体制では実施できないもの、例えば港湾であったり、公園であったり、不動産業であったり、ということがございますので、移譲の例外とすることが必要であるということ併せて申し添えさせていただきます。以上のとおり個別の事務・権限の移譲の扱いについては、現行の作用法の体系を十分踏まえた上で御検討して頂くことが必要ではないかなと思います。以上でございます。

(福田委員) はい、ありがとうございました。その他の方。井戸知事お願いします。

(井戸知事) 吉田副大臣の御発言を待ったほうがいいのではないかと思います。待たせていただいた上で、発言させていただきたいと思います。お手元に資料3で、私どもの基本的な考え方を整理をさせていただきましたので、資料3を御覧いただきたいと思います。まず、私どもの基本的な考え方といたしまして、今吉田副大臣の方から、事務について、やはり区分してみないといけないのではないかと御指摘がありましたけれども、全ての事務・権限は丸ごと移管をお願いしている趣旨からしまして、国の出先機関を残さないという意味でも、移譲の対象外とされている事務・権限は原則として、やはり全て法定受託事務として移していただくということが基本なのではないかと思います。広域連合としては、本来ですと、法定受託事務分と自治事務分と

に仕分けて、自治事務を増やしていくべきだという主張をさせていただきたいんですが、他の地域では国の出先機関が取り扱っておられるという実情を勘案しまして、事務の仕分けをせずに、全て法定受託事務ということで受けさせていただくということで、我々としても対応させていただければ、と思います。それから、国の処理基準に従った事務処理を行って参りますので、全国統一性は十分確保できるのではないかと、思いますし、是正の指示だとか、代執行等の関与も、現在の地方自治法でも用意されておりますが、それらについては個別法でもさらに書いていただくというようなことは考え得るのではないかと、このように思っております。ただ、2番目に書いておりますように、機関委任事務の復活になるような新しい仕掛けというのはいかがだろうかというふうに思っております。大臣の並行権限ですとか法定受託事務に対する国の関与につきましても、柔軟に考えさせていただきますが、それから2番目に書いてありますように、所管大臣の指示につきましても道路法でも河川法でも指示が規定されておりますけれども、直轄国道ですとか直轄河川についても同様の指示の制度を盛り込むことによりまして、法定受託事務であっても大臣の指揮監督という言葉とは異なりますが実質的な内容は担保し得るのではないかと、このように考えます。そのような意味で包括的な指揮監督権を制度化するということになると、今までせっかく地方分権で積み上げてきております事柄と全く正反対の方向で動いてしまうことになるのではないかと、そのような意味でいかがかと考えている次第です。それから緊急時の対応でございますが、随分、吉田副大臣がおっしゃっておられます現場力・統合力・迅速性これら全て連合が受けたからといっても不可欠な要素であることは間違いないと思っております。そういう中で、対応手法だとかオペレーションだとかそれらについて連合が受けたからといって今と現状を変えようとか内容を変えようとかというふうに考えているものではございません。その際に、現行でも一番下に書いておりますように、権限代行だとか直接執行なども認められているわけでございますので、それらに準じた形で制度化を図るならば十分に対応できるのではないかと考えております。「指揮監督」というのと「指示」というのとどこが違うかと言いますと、法律的な意味では違うのでありますが、指示を受ければ我々は指示を当然に前提として動くわけでありまして、それを近畿整備局長に大臣が指揮をされるのと実体的に変わることはないということを申し上げておきたいと思っております。逆に我々としては前回申し上げましたが、応援要請権とか、あるいはテック・フォースを派遣していただきとか、あるいは情報をもっと下さいとか、そういう広域連合からの要請権についても是非与えていただきたいと思っております。1枚裏を御覧いただきたいと思っております。内閣府にお作りいただきました特例制度についての骨子に関連しての意見でございますが、執行機関につきましても独任制とするべきだという強い主張があるわけでありまして、今現在は実を言いますと地方自治法上、広域連合は独任制になっております。ですから、今回の地方自治法の改正案で理事会制も選択できるようにしようということで盛り込まれておりますけれども、これは現行の制度で独任制にするか理事会制にするか、我々に選択させていただいたらいかがだろうか、このように思いま

す。理事会制だと意思決定が遅れるという議論があるんですけども、そうすると今の内閣の制度は常に意思決定が遅れているのかという話になりかねませんので、そのような形式の議論ではないのではないかと思っております。それから、もう一つ、大変こだわっておりますが、この執行役ということです。名前が役割に対して、誤解を与えるおそれがあるのではないかと、執行責任を負うのは、連合長でありまして、役人が執行責任を負えるはずがないのであります。それにも関わらず、何となく執行責任を負ってるみたいな誤解を与える名称にされますと、連合には事務を移譲したけども、骨抜きにしてやるぞと言ってるような印象を与えかねませんので、この点は是非、事務責任者に過ぎないんだということでありまして、法定するまでもないのではないかとこのように思っている次第でございます。それから区域の在り方につきまして、奈良の話もございましたけれども、このように、原案のように一定の区域を前提にするということも、やむを得ないかもしれませんが、それ以外の区域であっても、例えば、広域連合にその事務を委任していただくとか、あるいは出先機関の管轄区域の変更などによりまして対応できるということがあり得るのではないかと思っております。それから持ち寄りの事務であります、何をもち寄るかにつきましては、地方の自主性に是非委ねさせていただきたいと思っております。例えば、こんなことまでお考えではないとは思いますが、現在、スリーナンバー国道は補助国道として、都道府県に移譲されているわけでありまして、これを連合に持ち寄るべきだということになりますと、逆に事務を吸い上げちゃうということになりますと、今までの流れからすると、地方分権・地域主権に逆行する話になってしまいます。従いまして、必要最小限で、広域連合として移譲を受けた事務に密接な関連があるようなものについて、検討を委ねさせていただいたら済むのではないかと、地方の判断に任せてほしいということでございます。それから、権限・事務等に関する事業計画につきましては、予算案の作成だとか、議会の審議などに先立って、事業計画案を作るようなものであろうかと思っております。事後承認ではあまり意味がないということだろうと思っておりますので、このへんの手続や流れは、また十分に詰めさせていただければと思っております。後は移管職員の給与などの財源につきましては、もとより移管前に要していた財源などをきちんと措置をしていただきたいということですし、国家公務員の共済組合などの整理も必要になるのではないかとこの意味で意見を申し上げさせていただきました。それから、さらに付け加えさせていただきますと、ただいま吉田副大臣から、既存の連合はいかがだろうか、新しい要件を満たした連合でないといけないのではないかとこのようにうなづかれています。

(吉田副大臣) 違います。

(井戸知事) え、そうではない。

(吉田副大臣) 違います。

(井戸知事) そうですか。

(吉田副大臣) だから、新しく法定をしましょうということで、既存のものがそこに入ればいいことであって。

(井戸知事) 分かりました。ですから、一定の要件を満たす連合ならば当然オッケーですよとおっしゃっているのだとすると、附則か何かで、関西広域連合などは既にスタートしているわけですので、こういう要件を満たしているから特定広域連合になるよと書いていただいたらありがたいと思っております。それから、もう一つは、ここにも書かれているのでありますが、組織の安定性、永続性というところがあります。この点については、今の広域連合の法制度が若干不備になっておまして、これは一部事務組合、つまり事務を持ち寄って事務を処理するというを前提にした法制度になっておしますので、結局、構成団体が事務を持ち寄ったわけですので、構成団体が決めれば、後は執行機関である連合がそれに従えばいいんだという、こういう仕掛けになっているのですが、今回の事務移譲に関連する事務は、構成団体に一度事務が下りてそれを持ち寄るわけではありません。広域連合にダイレクトに移譲しようとする仕掛けでございますので、広域連合の執行部と議会がきちんとそれに関与できる仕掛けを用意していただく必要があるのではないかと。私は、こういう特定広域連合だとしますと、規約の改廃についての発議は、広域連合が議会に諮った上で、発議ができるというような仕掛けを入れることが必要なのではないかというふうに考えているところでございます。これは組織の安定性を確保するという意味で必要なのではないかと存じております。以上、私からの発言とさせていただきます。

(福田委員) ありがとうございます。じゃあ広瀬知事よろしくお願いします。

(広瀬知事) 今回の基本構成案を拝見させていただきましたけれども、政府が閣議決定をした出先機関の原則廃止を進めるための前向きな御提案だというふうに私は受け止めたいと思います。こういう思いを持って九州知事会でも引き続き検討を進めていきたいと思っているところであります。何点か申し上げさせていただきますけども、一つは執行機関の在り方についてでございますが、今も井戸知事からお話がありましたように、これまでは独任制か合議体による体制かということを選択できるということになっていたと思えますけども、今回の案につきましては、読み方によっては合議性の要素を取り入れた独任制という感じでございますので、後は運用のところ色々決めて、合議性の精神を忘れずにやっていけばいいのかなと思っているところでございます。あまりそういう運用の自由度が効くような規定の仕方を考えていただくということが大事かなと思っておるのですけど、一つの原則としてこういう形を出すということもこの場に至ってはもうやむを得ないところかなという感じもいたします。読み方によって、ちゃんと運用としてやれるように書き方を考えていただきたいということです。

それからもう一つ、第二点目の「効果的・効率的な広域行政の推進」というのは、考え方は非常に結構だと思いますけれども、ただ、これも井戸知事からお話がありましたように、事務の持ち寄りについて、これは自分たちでしっかり、これは持ち寄ってやろうということで決めていかなきゃいかんと思えますけれども、それを法定するというにはならないのではないかなと、自治の原則から反するのではないかなというふうに思います。それから政令市の加入についても、私ども九州地方知事会と市長

会との話でも、政令市を入れてくれという話がありまして、前向きに色々考えていきましょうということになっているんですけれども、これを法定で入れなきゃいかんと書くのはいかがかなと、もう少しそのところは組織の自由度があるように書いておいたらいかがかなと思っているところでございます。

それから、第三点目は、事務の移譲の在り方について、吉田副大臣からこの間の話を取り上げて御指摘をいただきましたけれども、私もこの間は、自治事務と法定受託事務のほかに第3の範疇でも考えるぐらいのことをやらないと、この暫定的な対策、措置としての今度の広域行政の取組はなかなかできないんじゃないかというお話を申し上げたところでございますけれども、そういうことをきっと勘案していただいて、全ての事務は今度は原則法定受託事務だということにさせていただき、また、移譲事務に関する事業計画を毎年度出して、それも所管大臣の同意を得るということにさせていただいていると。これも包括的なものではないんですけれども、ある程度こんなことで全体としてやりますよということ全体として計画を出すことになっていると。かなりこれも考えていただいたと思う。もう一つは、並行権限行使を柔軟に活用するというようなことで、これまでの法定受託事務とは全く趣の異なる第3の範疇みたいなものを考えていただいたのではないかと思っているところでございます。後は、実際の、今ある地方の局の幹部の人事とかなんとかについても、我々も相当多く依存することはあるだろうと思えますから、そういうことで全体として計画を出し、そして、原則法定受託事務にして、そしてまた、人の交流もしっかりやってもらうというようなことで、全体として、もっともっと信頼関係のある、協力関係のできる二つの取組ができるんじゃないかなと私も思っております、ここまできれば、かなり信頼してもらってやっていけるんじゃないかなと思っているところでございます。それからそうは言っても、やはり国としてしっかり独自に見ていかなきゃいかんものがあると。国土の形成、高速道路網の整備といったようなことは国が全体として考えなきゃいかんというお話がございました。それはもちろんそういうことでございまして、全国にどういうふうに高速道路網を敷いていくかというようなことは、国がもちろん計画を作るわけでしょうから、そういう中で我々九州はこういうふうに進めていくというようなことが出てくるであろうと。それもだから全体の毎年度出す事業計画の中で、きっと納まりのいい形ができてくるんじゃないかなと、こう思っております。そういう意味では、かなりこの自治事務と法定受託事務の、これまでの二つの区分に加えて一つ考えていただいたんじゃないかなと、こう思っております。これなら何とかいい形ができてくるんじゃないかなと、こう思っているところでございます。

それから、その他に、やはりその他のことで一番心配なのは、財源でございます。財源確保のための仕組みをよくやっておいていただく必要があるなど。我々もせっかく事業計画を毎年度出して、大臣の同意をいただくわけですから、同意した以上は、ちゃんと予算もみてやるというような形ができていかなきゃいかんだろうと思えますし、退職金なんかの問題もありますから、そういった意味では、財源のところはしっかり規定をしていただく必要があるんじゃないかなと思えます。そういうことを付

け加えさせていただきながら、私は全体としては、よく考えていただいているんじゃないかなというふうに思っております。これで是非丸ごとの移管を考えていただきたいと思います。

(福田委員) ありがとうございます。どうぞ、嘉田知事どうぞ。

(嘉田知事) ありがとうございます。ようやくここまで来たなという感じでございますが、全体のことについては、先ほど、井戸連合長がお伝えをしたとおりでございます。私からは、二点申し上げたいと思います。一つは、災害対策でございますけれども、民主党政権発足のときに、出先機関の原則廃止ということで、前向きに動いていただきました。ただし、3.11以降、災害対策は無理だろうというようなことで、今回、随分、例えば地方を守る会などからも声を上げていただいているんですけれども、あれは地方整備局を守る会かなと思うんですが。その地方を守る会の皆さんの言い分は、なるほどと、半分は分かりますが、いつも申し上げておりますように、災害対策というのは、事前にどれだけリスクを想定して備えるかということが必要でございます。確かに、起きた後、テック・フォースなどに大変活躍いただくわけです。しかしながら、災害は同時多発であり、一番地元にいる人間が一番切実さが分かるわけですから、是非この大規模災害対策のとき、先ほど、井戸連合長が申しあげましたように、テック・フォースなどを要請するというような権限も、つまり、一方的ではなくて、要請するというような権限も是非広域連合にいただきたいと思っております。併せて、日常的な防災、減災計画というようなものはほとんど触れられておりませんが、これは以前から申し上げておりますように、広域連合、既に、関西では、地震、津波、それからもちろん万一のときの原子力災害、そしてインフルエンザなどに対しても準備を始めております。ですから、同時多発の災害に対しては、自治体がまず責任を持つんだということ、これは改めて覚悟をさせていただきたいと思っております。

二点目の所で、インフラの権限なんですけれども、今の吉田副大臣のお話ですと、河川法、あるいは道路法の体系上、今県が管理を受けております区域を越えるところの広域の河川なり広域道路は移管が考えられないとあるんですけど、ただ一行、現行の河川法の体系上考えられませんかと言われてもこれは全く納得できませんので、是非、どういう法体系だから移管できないのかということをしかりと御説明いただきたいと思っております。と申しますのは、府県の中の一級河川、道路は権限移譲しようとして今まで地域主権改革でやっていただいております。府県を越えるところは、府県を越えるしかりとした自治体なり、あるいは受け皿ができたなら移管をしようというのが今までの約束だったと思うんです。それで関西広域連合を作ってきたわけですけど、いざ作ったら、今度は別の論議を持ってこられて、現行の河川法の体系上考えられませんかと言われてもこれは地元の行政に責任を持つ知事としても、また、広域連合のメンバーとしても納得ができないので、これは是非プラスアルファの説明をしていただきたいと思っております。それで、皆さんが何か直感的に、例えばハイグレードな公物管理という言い方をなさいますけれども、では本当に例えば国道でも、直轄国道とそれから県が管理している国道において、直轄国道の方がハイグレードなのかとい

うと、現場を預らせていただいている感覚からいって、場合によっては直轄国道の方が歩道がないなどグレードが低い場合もあります。あるいはダム建設にしろ、あるいは、それこそトンネルの工事にしろ、府県を越えたところはハイグレードだから広域連合に任せられないというのは、ちょっと今回の地域主権改革の趣旨からして大きくずれるんじゃないでしょうかということを申し上げたいと思います。そして、丸ごと移管ですから、確かに近畿地方整備局など何人かは本省と行ったり来たりするわけですけど、例えば琵琶湖の出口の洗堰を操作してらっしゃる方はプロパーの方達です。私たちもよく知っております。あるいは、淀川河川事務所のダム統合管理事務所をやってらっしゃるのもプロパーの方たちですから、十分にこれはガバナンスを一層効かせて、住民のガバナンス、それは私たち首長は4年ごとの付託を受けるわけですし、あるいは議会も付託を受けるわけですから、住民のガバナンスを効かせるという本来の地域主権改革の目的を達するために、この府県を越えた、つまり広域の河川・道路の権限、維持管理、建設まで含めて、お渡しいただきたいと節にお願いをするところでございます。

(福田委員) ありがとうございます。北神政務官どうぞ。

(北神政務官) 吉田副大臣ばかり脚光を浴びているので、私の方から、経済産業省も頑張っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。私からは持ち寄りの話ですね。皆さん任せてくれというふうにおっしゃっていて、これは別に国が介入したいとかそういうことじゃなくて、私たちが申し上げているのは、やはり出先機関の原則廃止という、元々の政権公約の精神というのは、前にも申し上げましたけど、当然地方分権的な要素も勿論あります。皆さんはそこを非常に大事に思っただらっしゃると思ひます。もう一つは、やはり行政の効率化・簡素化の部分でありまして、出先機関を廃止をしたところでそれが全く変わらない、あるいはより複雑になってしまうとこの趣旨が違ってしまうので、そこを非常に危惧をしているということでございます。例えば経済産業省として一つ提案をしているのは、中小企業団体組織法というものがございます。これは中小企業が組合を設立するときに認可をいただかないといけない。これを広域連合に移譲するというのをちょっと考えていただきたいんですが、今現状であれば、例えば京都府で設立する場合は京都府に認可の申請をする。ところが、京都と滋賀とが連携をしたいということでもう一つ組合を滋賀の方で作る場合は、都道府県をまたがるということで経済産業局に申請をするということになっているんですね。今度出先機関を廃止をした場合に京都府だけの場合だったら、もしかしたら京都府に申請をする。今度は滋賀と京都にまたがる場合は経済産業局じゃなくて広域連合なんですが、ここで難しいのは、そういった意味で中小企業にしてみたら団体を作るときに経済産業局の代わりに広域連合になっているだけで、あまり変わらない。場合によっては、経済産業局の場合は国と連携をしておりますから、最後は法律とかの解釈権とか最終的な権限・責任というのは国にあるわけですから、国と経済産業局は非常に連携している。ところがこれが広域連合に代わった場合はまた更に何か問題があった場合には、また国に相談しないといけないとか、法律の解釈をお願いしないといけない、法定受託の

場合はそういうこともあり得るというふうに思いますので、3段階になる可能性もあるんじゃないか。ここを非常に、これだったらもともと政権公約の精神にあまり合致しているとは思えないし、政権公約にこだわる必要がないのであれば、これ実際に経済産業省としては色々な中小企業とか経済団体からやはりそういうことを反映させてほしいという強い要望がありますので。法律の書き方は色々工夫はできると思います。原則持ち寄るということで何か支障があった場合とか、何か特段の理由があった場合は持ち寄らないこともあり得るかもしれませんが、やはり原則法定をすべきだというふうに思います。これは繰り返しになりますが、窓口を一本化することによって行政の効率化にもつながるし、住民あるいは経済界の立場に立てば窓口一本化して申請する部分で非常にやりやすくなるということでございますし、もう一つ老婆心ながら、こういう例えば我々中小企業の組合の設立の審査はそんなに難しい話ではないかもしれませんが、例えば割賦販売法のこれを移譲した場合に、クレジット業者に立入検査をすとか、色々多少専門的な話も出て来るわけですから、そういった場合に、ばらばらに色々な所に、そういう担当の役人がいるよりは、一つの箇所に集めて専門性の集積みたいなものを図ることも同時に可能なんじゃないかと思っていますので、決して皆さんにとって不都合なことを言っているつもりはございませんので、法律の具体的な書き方、色々柔軟な表現ぶりあると思いますが、是非ここは法定をしていたきたいなというふうに改めて要請をしたいと思います。

後もう一点だけ申し上げますと、色々検討してありますが、だいぶ進んできていると思うんですけど、大臣なんか特に法案を早く今国会に出したいという思いがあると思いますので、これは二点だけ申し上げますと、一つは、やはりパブリックコメントとかそういった方法で、今申し上げたような話も含めて、現場の企業とかあるいは住民の声も出来るだけ反映して、国民的議論にしていくべきだということが一点、もう一点は、早くたくさん移譲しろと、経済産業省なんか9割ぐらい提案をしておりますので、積極的に協力しているつもりですが、やはりその個別の業務よりも、まずやらないといけないのは、器の部分の早く確定して、これを早く法律に落として出す方が、私は、検討の方も効率よく進むんじゃないかというふうに思っています。これは決して、逃げているとかそういったことじゃなくて、私の記憶では2000年に施行された地方分権一括法だと思いますが、あの時も同じような手順でまずは器づくりをして、法律を出して、そして後は事務的にきめ細かく、色々精査をして、どういう業務を移譲するのかとこういった議論をしたやに記憶しておりますので、是非そういった手順で進む方が、私は建設的かつ迅速に進めることが出来るんじゃないかという御提案だけさせていただきます。

(福田委員) ありがとうございます。よろしいですか。まず、吉田副大臣の方で。

(吉田副大臣) 色々御意見を賜りまして、ありがとうございます。まず、数点ちょっとお話を申し上げるならば、先ほど災害のオペレーションのお話、私が指揮ということをお話を申し上げましたのは、悪意じゃないんですけども、阪神大震災の時に、確か、当時の兵庫県知事さんは公用車が来るのを待ってて、それで結果として、自衛隊の災

害出動要請が時間的に齟齬があって、伊丹の駐屯地は皆待っていたのに、災害要請が来なくて出れなかったということがかつて聞いたことがございますので、やはり災害時に、指揮命令権者という、指揮権は非常に大きなものだと思いますので、そういうような部分で、今御期待いただきましたように、テック・フォースとかその辺とかありますので、是非とも私共は、その辺はお考えいただければと。

(井戸知事) 今の例と指揮命令の話は全然違う。

(福田委員) 簡潔にひとつお願いいたします。

(吉田副大臣) すみません。先ほど、井戸知事が、理事会と内閣をと言われましたけど、理事会は知事さん達がなられて、内閣は皆ここにいて、ここで仕事をしているわけですし、そこがちょっと同じようなんでというのは、ちょっと少し違うのかなという気もいたします。それから嘉田知事の御質問にお答えしていかなければならないんですけれども、まず一点目。地方整備局の事務量の大半を占める河川・国道の整備管理を移譲するという事は、前提で検討しているということは御理解をさせていただきたいと思っております。ネガティブなお話をしているつもりはございません。そして二点目、先ほど申し上げました私のお話につきましては、内閣府が提案されている指定区間制度を活用する案についての意見であるということ、そのことを御理解いただくと同時に嘉田知事の方で御質問ございましたように、現法制でということと言いますと二点ありまして、一点は河川管理者の見直しという部分でいきますと、一級河川の河川管理者を国土交通大臣以外のものにする事は、河川法の体系というものを根本から実は変える議論になるということ、今回議論しておりますのは、今申し上げましたように大臣から整備局長に委任されているということでございますので、現行法の体系を変えるということであれば、法改正ということが必要ではないかなと申し上げた次第であります。また二点目で言うならば、今申し上げました指定区間制度についてですけれども、指定区間制度は客観的基準で判断した重要度に基づく国と地方が役割分担する制度でありまして、相対的な重要度がなんら変わらないにも関わらず、一部ブロックだけ一律に国の役割がなくなる指定をする制度とするということも法体系の中でやはり想定されていないということがあるというこの二点知っていただければと思います。それから、地方を守る会は地方整備局を守る会ではないかという御意見ですけれども、私はこれは全然分からないのでお答えのしようがございません。以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは広瀬知事、いいですか。追加はありますか。簡潔に一つお願いいたします。

(広瀬知事) 北神政務官からお話のありました持ち寄りの件でございますけれども、持ち寄りとは考えていかなきゃいかんと思っておりますし、それを拒んでいるわけじゃないんですけれども、ただ色々実態を見ながら決めていかなきゃいかん問題でございますから、それを法定するというのはなかなか難しいんじゃないかなと、こういうことでございます。中小企業団体組織法の問題も、それは県外のこと、それから県をまたがるものは、経産局でやるというのはやっておりますけれども、これを全部今の九州広域行政機

構の方に持ち寄ったら、逆に県の中小企業の皆様方は、また遠くまで行かなきゃいかんということになりますから、実態は色々考えてみなきゃならんことがあると思いますんで、それは御注意はよく拝聴しながらやらさせていただきます。そもそも今度は九州広域行政機構と言いましても、九州経済産業局の力はそのまま残るわけですから、そこから色々こうやった方がいいよというのは、意見を出してもらってそれを実現影響なしということになって全体で決めていくということで大いにそれは取り組んでいただきたいと思います。

(福田委員) それでは、後藤副大臣よろしく申し上げます。

(後藤委員) いくつか何度かこの「アクション・プラン」推進委員会も議論を重ね、今日、基本構成案ということで御提示をさせてもらいました。三県の知事からは、皆さんからはある程度評価をいただいた中で、少しまとめをちょっとしなきゃいけないんで、井戸知事が先ほど、執行機関の部分については是非選択制でというお話しがありました。広瀬知事が先ほどおっしゃっていただいたように、合議制の要素というものを取り入れたということで是非独任制という形でこれからメインに考えさせていただきたいということが、井戸知事に対する御依頼であります。北神政務官からお話があった点については、色々この中にも持ち寄りの形、更には区域外権限行使の問題も整理をしていますので、まさに先ほど最後におっしゃっていただいた、これをパブコメにかけて欲しいということは、ある意味では粗々この場である程度まとまって、地域主権戦略会議でまとまって行かないと、それが出来ないんで、そのスタンスで私たちも臨みますんで、是非経産省におかれましては、このラインを是非ベースにお願いをしたいというふうに思います。吉田副大臣の気持ちは私なりに分かる部分もありますが、何度かお話をしているように、国と地方は対等・平等でなければいけないというものを、当然大規模災害の時には、もうすでに井戸知事や広瀬知事からお話があったように、色々な仕組みを協力、指示という言葉が指揮よりも強いのかどうか私はよく熟知をしておりますが、少なくとも昨年の3.11の課題というものは、きちっとそれぞれの知事の皆さん方もとらまえて対応を進めてよろしいというお話があったので、是非、国交省におかれても、そこにこだわるのではなく、柔軟にどこを最低限、法定受託事務にした時に国のレベルとして守らなければいけないのか。そして本当に3.11のような大規模災害が起こった時に何を国交大臣は要望するのかということについては、改めて具体的にそれぞれの法体系は柔軟に対応するという、個別法の問題についても私たちも柔軟に対応するというは繰り返しお話をしているんで、是非そういう形である程度閣議決定に私たちは従って、それぞれお忙しい中、それぞれの知事、また沖縄からも副知事もおいでいただいておりますので、具体的な議論を色々してもらうのも勿論構わないんですが、是非そういう形で収れんをして、今までの御議論の成果が生きてくるような形にしていかなければいけないと思いますんで、是非、吉田副大臣におかれましては、色々なことが当然あると思いますが、今まで以上に柔軟かつ、また今通常国会中という総理の強い思いもございまして、それに向けての御協力を重ねてお願いをしておきたいと思っております。

(福田委員) ありがとうございます。そろそろ時間も来ておりますが、沖縄副知事お願いします。

(上原副知事) ありがとうございます。沖縄の場合は単独で、北海道も同様、受けるといってございますので、広域連合の話についてはコメントができませんけれども、今国会に提案されるという中身につきましては、北海道と沖縄の取扱いをどうするのか、あるいは表現ぶりがどうなるのか、これから事前調整を是非していただきたいというふうに思っております。要望です。

(福田委員) ありがとうございます。簡潔にお願いします。

(北神政務官) 我々も法定でかちっと全部持ち寄りなさいとか、そういう堅いことは考えておりませんので、今広瀬知事がおっしゃった、色んなきめ細かく配慮しないといけないところも分かるんで、何らかの形で表現ぶりは我々も色々工夫したいと思いますので、また事務的に相談させていただきたいと思います。

(福田委員) ありがとうございます。議論もかなり深まってきたのではないのかと私は感じておりますが、皆様方からの御意見等を踏まえて今後の対応は進めて参ります。その際、各省政務と我々地域主権推進担当政務との間で、あるいは関係する知事も加わっていただいた三者で、更に意見交換をさせていただくことも考えておりますので、御協力をよろしく願います。最後に川端委員長から一言お願いいたします。

(川端委員長) 今日は本当に熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。また、前回の色んな意見交換を踏まえて、我々としては精一杯のものを出させていただきましたけれども、一定の御理解をいただけた中で、より議論が深まったのではないかとということでは大変いい議論をしていただいたことに感謝申し上げたい。一点だけ、権限の問題、災害時も含めてのことではありますが、大きな理念的に国と地方の対等・協力の関係に関わりまして、これまで国が直接執行してきた事務を地方に移譲するという議論をしているわけですから、当然ながら今まで長い歴史と経験と技術と誇りと責任を持ってしっかりやっていた役所から言えば、渡して大丈夫かと。しっかり担保しなければいけないという思いは、私は非常によく分かります。ただ、その時に、国と地方の関係が上下関係とか、あるいは主従関係みたいにするということは、これは地域主権改革から逆向きに動くことになるというふうに理念的には思っておりますので、そういう部分ではここはしっかりと踏まえさせていただきたい。同時にそういう部分では、前回の議論、今日の議論含めて地方の皆さんも柔軟にかなり歩み寄って来ていただいていることは、我々としては大変ありがたいことだというふうに思っています。そういう意味で、特別の関与ということと言いますと、我々今日示させていただいたのは、基本構成案では、原則として法定受託事務とするとか、国による関与を必要に応じて柔軟に設けるとか、新たな処置という表現で、かなり柔軟に色々想定をしているということでありまして、この国による特別のある種の関与は、国の指揮監督権を意味するということは、私はこれはなじまない議論だというふうに基本的には思っております。そういう部分でかなり幅広に国の関与を色んな形で想定する表現もさせていただきましたので、この案で対応できないかどうかを是非とも、

もう一度真摯に今日の議論を踏まえて御議論いただけたらありがたいなというふうに思っております。そういう中で、国の、政権の重要課題である出先の原則廃止を国と地方が対等・協力の関係であることを前提として実現させるために、不都合を解決する一層の知恵出し、あるいは発想の転換も必要となるというふうに思います。今日も予算委員会、集中審議がありました。テレビも中継されてましたけれども、そこでの質問の中でも、しっかりやれと。報道によると何か後ろ向いてるのと違うかという御指摘がありました。野党の方から叱咤激励を受けて、総理がこの国会で必ず法律を出すように鋭意頑張っていますという決意を改めて披瀝をされたような経過もございました。そういう部分で改めて皆さんの最大限の御協力をお願いを申し上げたいと思います。加えまして、これ福田政務官、いつ行くんだったっけ。

(福田委員) 20日です。

(川端委員長) 20日ということで、先般来、手分けをしながら政府として市町村長さんとも色々意見交換する場を設けてきております。先ほども地方を守る会のお話もありましたけれども、やはり皆さんも色々な関心と同時に御懸念も持っておられます。そういう部分では、我々なりに一生懸命意見交換をしていきますし、今日の仕組みの中でも市町村の意見を聴く仕組みを構築をさせていただき御提案をさせていただきました。地方の皆さんにおかれても、知事さんにおかれても、是非とも色々な形でそれぞれ御地元の市町村さんともしっかり意見交換をする中で、より理解が深まるように、そして例えば御要望の問題があれば、そういうことはまたこういう場でも反映できるように、この部分は私からも是非ともお願いをしておきたいと思います。今日は有意義な御議論をいただいて、いよいよ佳境に入ってきたなという感じであります。それぞれの府省、地方の皆さん含めてよろしくお願い申し上げてまとめにさせていただきます。ありがとうございました。

(福田委員) どうもありがとうございました。それでは本日の委員会はここまでとします。次回の委員会の開催については、事務局より追って御連絡します。なお、この後報道陣から質問等があれば、委員長が対応いたします。本日はどうもありがとうございました。

(以上)